

令和7年度 東大阪市一般廃棄物処理実施計画

第1節 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物(ごみ)の排出状況

(1) 実施区域

東大阪市の全域とする。

(2) 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 一般廃棄物(ごみ)の排出量(見込み)

本市で発生する一般廃棄物(ごみ)の種類と排出量の見込みは、以下のとおりである。

(単位：トン)

種 類	家庭系ごみ			事業系ごみ	合計
	家庭ごみなど	粗大系ごみ	計		
排出量	89,674	4,669	94,343	69,198	163,541

(注1) 家庭ごみなどは、家庭ごみと資源ごみである。

(注2) 粗大系ごみは、大型ごみと不燃の小物である。

2. 一般廃棄物(ごみ)の処理主体

一般廃棄物(ごみ)の収集・運搬、中間処理、最終処分における処理主体

(1) 家庭系ごみ

種 類	家庭ごみ	資源ごみ	不燃の小物	大型ごみ	その他
収集・運搬	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)	市 (直営・委託)	市(直営)	市 (直営・委託)
中間処理	東大阪都市 清掃施設組合	東大阪都市 清掃施設組合	東大阪都市 清掃施設組合	東大阪都市 清掃施設組合	市(委託)
最終処分	大阪湾広域臨海環境整備センター(焼却灰及び残渣類のみ)				市(委託)

(注1) 資源ごみは、あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルである。

(注2) その他は、蛍光灯、乾電池、水銀血圧計、水銀体温計、古紙類、使用済小型家電、小型充電式電池である。

(注3) 市の排出ルールに則らないごみや、ごみ置き場の位置関係等により市で収集できない共同住宅から出るごみの収集・運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者、中間処理は東大阪都市清掃施設組合を主体とする。

(注4) 東大阪都市清掃施設組合及び市で処理できないごみの収集・運搬及び処分は一般廃棄物収集・運搬、処分業の許可を持つ者及び各種法令上、その一般廃棄物を扱うことができる者

を主体とする。

(2) 事業系ごみ（一般廃棄物に限る）

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

種 類	一般ごみ	動植物性残渣 事業系食品廃棄物
収集・運搬	一般廃棄物収集運搬許可業者・ 排出者	一般廃棄物収集運搬許可業者、 一般廃棄物再生利用業者など
中間処理	東大阪都市清掃施設組合	一般廃棄物再生利用業者など
最終処分	大阪湾広域臨海環境整備センター (焼却灰及び残渣類のみ)	

(注1) 東大阪都市清掃施設組合への一般廃棄物の搬入は、東大阪都市清掃施設組合が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に限る。

(注2) 一般ごみには、一般ごみから分別排出されたあきかん・あきびんを含む。

(注3) 市及び東大阪都市清掃施設組合以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結（埋立処分又は売却可能な状態への製品化）するまでを委託するものとする。

(注4) 公共施設（一部）の一般廃棄物は市が収集・運搬している。

3. ごみ処理計画

(1) もったいない意識の浸透によるごみの発生抑制と再使用の推進（発生抑制・再使用）

① 環境教育や環境学習、ごみに関する情報提供の充実

市政だよりやケーブルテレビ、ウェブサイト、環境教育出前講座などをとおして、ものを大切にする意識の向上を図る。また、プラスチックごみの不適正処理や食品ロスなど、問題となっている事柄を広く知ってもらえるよう、周知啓発に努め、発生抑制につなげる。

② 発生抑制を優先した経営の浸透

事業者によるごみの発生抑制とともに、小売店などの事業者と本市が協働し、市民への啓発を実施する。また、市民が環境にやさしい生活を行うにあたり、その取り組みにつながる販売方法やサービスを提供する事業者を市民に積極的に紹介する。

③ ごみ処理費用の適正負担

平成30年8月より実施した大型ごみ収集有料化の効果検証を行う。また、その他家庭系ごみ、事業系ごみの処理手数料について研究し、あり方について検討する。

(2) 分別・リサイクルの推進（再生利用）

① 分別の徹底

排出者や居住形態に応じた広報を行い、プラスチック製容器包装など分別方法が分かりにくい品目については分かりやすい周知に努める。また、家庭系ごみへの混入が火災の原因となっている小型充電式電池については、分別排出が徹底されるよう、啓発を行う。

② 排出環境の整備

公共施設や民間協力施設などで拠点回収を実施し、資源物の排出環境を整備する。

③ 地域と協働によるごみの減量

地域住民団体から選任された「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」と環境事業所の地域班が連携・協力し、ごみの分別や資源化を促進する。

④ 集団回収の推進

再生資源集団回収登録団体による集団回収の促進及び新規登録団体の拡大を図る。

⑤ 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

多量排出事業者（特定事業者）に対して、条例に基づき廃棄物管理責任者の設置、一般廃棄物減量計画書の提出、立入検査の実施などにより減量指導を行う。事業系ごみ減量の啓発冊子を用いて、事業者に対しごみ減量・リサイクルの推進に努めるよう周知啓発を行う。食品廃棄物の減量を推進するため、食品関連事業者に向けた啓発を図る。

⑥ 公共施設における率先行動の充実

公共施設から排出される古紙類などのリサイクルを促進する。また、再生原料の使用や省エネ設計などの環境に配慮された物品などの購入（グリーン購入）を率先して実行する。

（３）環境に配慮した適正処理の推進（適正処理）

① 中間処理施設の適正な維持管理

第四工場及び第五工場の適正な維持管理とともに周辺環境との調和、環境負荷の低減、高効率発電など積極的な余熱利用、また資源化を促進する。

② 事業系廃棄物の適正処理の推進

排出事業者に対して東大阪都市清掃施設組合が実施する焼却工場の搬入時における廃棄物の定期的な検査と監視に努め、不適切な廃棄物を搬入した事業者及び排出元に対して指導などを実施する。

③ 在宅医療廃棄物収集の実施

在宅医療廃棄物（輸液バッグ、吸引チューブ、ペン型自己注射針など）の戸別収集を在宅医療対象者に実施する。

④ ふれあい収集の実施

家庭ごみなどをごみ集積場所へ持ち出すことが困難な高齢者や障害者を支援するため、戸別に訪問して収集する。

⑤ きれいなまちづくりの推進

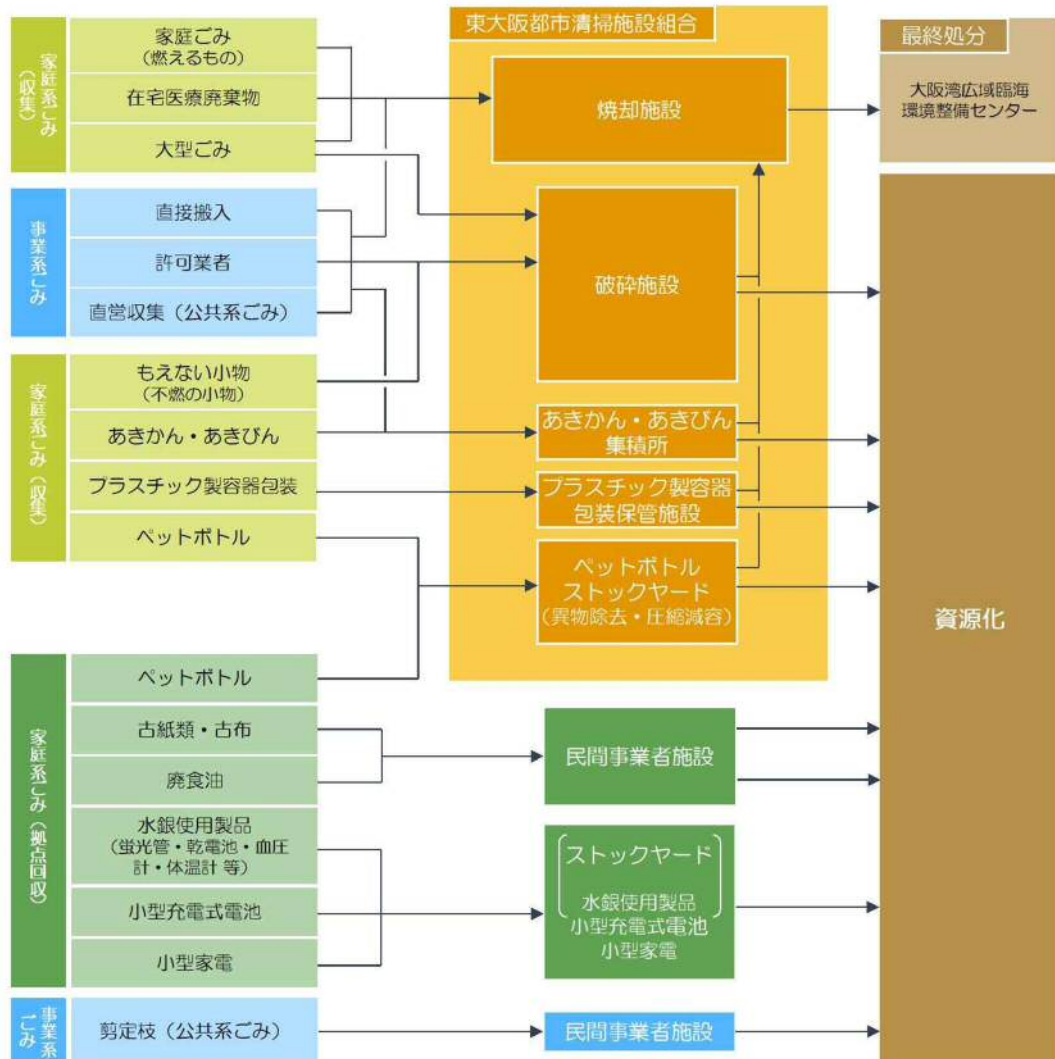
「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、市内全域にわたってごみのないきれいなまちづくりを推進していくため、市民、事業者、各種団体などと行政がより一層の協働体制をもって取り組む。

⑥ 災害廃棄物対策の強化

東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理体制を構築する。災害発生時のごみの出し方などについて市民に啓発し、協力を求める。

4. ごみ処理の体系

東大阪市におけるごみ処理体系は、次のとおりとする。



5. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬するごみの量

(家庭系)

(単位: トン)

種 類	家庭ごみ	資源ごみ	不燃の小物	大型ごみ	合計
収集量	80,332	9,342	2,640	2,029	94,343

【資源ごみの内訳】

種 類	あきかん・あきびん	ペットボトル	プラスチック製容器包装	その他
収集量	3,592	1,580	3,574	596

(事業系)

種 類	一般ごみ (公共系含む)	粗大ごみ	資源ごみ	合計
収集量	67,545	1,437	216	69,198

(2) 分別区分及び収集方法

東大阪市における分別区分及び収集方法は次のとおりとする。

分別・収集区分		収集回数	収集場所	収集主体
家庭系	家庭ごみ（燃えるもの）※	週2回	決められた場所	委託業者 直営（東部環境事業所）
	あきかん・あきびん※	月2回		
	もえない小物※ （不燃の小物）	月2回		
	プラスチック製容器包装※	週1回	資源ステーション	直営（中部環境事業所）
	ペットボトル※	月2回	資源ステーション 回収拠点	
	大型ごみ※	随時	決められた場所	直営（西部環境事業所）
	水銀使用製品 （蛍光灯・乾電池・血圧計・ 体温計 など）	—	回収拠点	直営（北部環境事業所）
	小型充電式電池			
	小型家電			
	古紙類			
	廃食油			植田油脂（株）
	直接搬入	随時	—	自己搬入
	在宅医療廃棄物※	月1回 程度	戸別収集	直営（北部環境事業所）
事業系	一般ごみ	契約に よる	契約時に決められた場所	許可業者
	直接搬入	随時	—	自己搬入
	公共施設（一部）などのごみ	施設に よる	—	直営（北部環境事業所）
	剪定枝	随時	公共施設などから排出さ れる臨時ごみが対象	

※ふれあい収集対象品目

自主回収他	古紙類・古布（古着） アルミ缶 リターナブルびん	集団回収（自治会や子ども会、マンシ ョン管理組合などが自主的に資源物を 回収する活動）実施団体による		集団回収実施団体が契 約した業者
	家庭用パソコン・小型家電 宅配便回収	随時	自宅（宅配便業者が集配）	リネットジャパン リサイクル(株)

6. 中間処理計画

東大阪都市清掃施設組合において、大東市と共同処理する。

(1) 中間処理の方法

東大阪都市清掃施設組合における中間処理の方法は、次のとおりとする。

種 類	一般ごみ	資源ごみ			粗大ごみ	
	家庭ごみ	あきかん・あきびん	ペットボトル	プラスチック製容器包装	不燃の小物	大型ごみ
方 法	焼 却	選別・資源化の中間処理を民間委託により実施	選別・圧縮梱包を民間委託により行い、民間事業者グループにより、ペットボトルへ再生	選別・圧縮梱包を民間委託により行い、指定法人ルートで資源化	破碎・選別後、金属類は業者に売却、可燃物については焼却	

(2) 中間処理に使用する施設の概要

中間処理に使用する東大阪都市清掃施設組合の施設は、次のとおりとする。

① 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	形式
第四工場	水走4丁目6番25号	600t/日 (300t×2基)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカー式)
第五工場	水走4丁目6番25号	400t/日 (200t×2基)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカー式)

② 破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	形式
粗大ごみ処理施設	水走4丁目6番25号	50t/5h	低速回転式・高速回転式 ・切断機

③ 資源ごみ処理施設などのその他の施設

施設名	所在地	処理能力・容量	形式など
ペットボトル減容施設	中石切町7丁目 4番61号	4.9t/5h	破袋機・除袋機 手選別コンベア、減容機
その他プラスチック受入設備	中石切町7丁目 4番61号	延床面積 958.37㎡	プラスチック製容器包装の一時堆積

(3) 市では収集・運搬及び処理できないもの

東大阪市・東大阪都市清掃施設組合に処理の義務がない、東大阪市・東大阪都市清掃施設組合が現有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、又は適正な処理が困難であるために、東大阪市の収集・処理できないごみは、次のとおりとする。

市で収集・処理できないごみの例示

有害・危険なごみ	●消火器 ●ＬＰガスボンベ ●シンナー ●塗料 ●汚泥 ●有害な薬品類 ●ボタン型電池 ●廃油・灯油・ガソリン などの油類 ●農薬 など
処理が困難なごみ	●廃タイヤ ●原動機付自転車・オートバイ及び部品 ●金庫 ●バッテリー ●ワイヤーロープ ●生大木 ●リヤカー ●自動車及び部品（座席、タイヤ、ホイール、バンパー、 タイヤチェーン）●カーポート、物置・温室 ●発電機 ●ピアノ ●シャッター ●エンジン・モーター付機械類 ●ソーラーシステム ●浴槽 ●ドラム缶 ●ボウリング球 ●石・ガラ・土砂 ●建築廃材 ●ブロック・煉瓦・コンクリート製品（物干し台）●電動車いす ●農業用機械類 ●介護用ベッド ●鉄材（バーベルなど） ●洗面台・流し台 など 焼却炉に損傷を与える物
家電リサイクル法 対象品目	・エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ）、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
家庭系パソコン	・デスクトップパソコン本体 ・ノートパソコン ・CRT ディスプレイ／一体型パソコン ・液晶ディスプレイ／一体型パソコン
事業系廃棄物	・産業廃棄物（パレット、廃プラスチック、ゴムくず、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類、鋳さい、動植物性残渣、 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、畜産農業の動物糞尿・動物死体、ばいじん）

○ごみを処理施設（東大阪都市清掃施設組合）へ直接搬入する場合は、処理施設の要領による廃棄物の受入基準によるものとする。

（４）その他の処理の方法

東大阪市における委託処理の方法は、次のとおりとする。

種 類	方 法
水銀含有廃棄物（蛍光管・乾電池・水銀血圧計・水銀体温計）	一時保管後、運搬・処理を業者に委託して資源化
小型充電式電池	
小型家電	
古紙類（古紙・古布）	民間施設に搬入し、業者に売却して資源化
廃食油	回収拠点から協定締結事業者が収集・運搬し資源化
剪定枝	民間施設に搬入し、処理を業者に委託して資源化

（５）最終処分計画

① 残渣の量及び処分方法

中間処理によって生じる残渣の見込みと処分方法は、次のとおりとする。

焼却灰及び残渣類の発生量（トン）	処理方法
24,938	大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分（大阪沖処分場）

(6) 各種法制度などへの対応

① 容器包装リサイクル法への対応

東大阪市分別収集計画に基づき、アルミ缶、スチール缶、ガラス製容器については民間委託により、選別・資源化を行う。ペットボトル・プラスチック製容器包装については収集したものを、東大阪都市清掃施設組合で選別・保管など（民間委託を含む）を行い、ペットボトルについては、民間事業者グループによる水平リサイクルにより、ペットボトルへ再生する。プラスチック製容器包装については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートによる処理（再商品化）を行う。段ボールや紙パックなどの紙製容器については再生資源集団回収による資源化を推進する。

② 家電リサイクル法への対応

法の対象であるテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンの4品目については、法に基づく製造事業者などが適正にリサイクルするため、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及活動を実施する。

③ 資源有効利用促進法への対応

法の対象であるパーソナルコンピュータ及び小型二次電池（小型充電式電池）については、法に基づく製造事業者などが適正にリサイクルするため、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及活動を実施する。

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定制度への対応

廃棄する消火器、自動二輪車及び原動機付き自転車については、法に基づく広域認定制度を受けた製造事業者などにより回収を行い、資源化処理を行う。

⑤ 小型家電リサイクル法への対応

政令で定める小型電子機器のうち個人情報漏洩リスクのない品目について、市内公共施設及び市内協力店舗にボックスを設置して回収する。使用済パソコンや携帯電話などは、宅配便を利用して回収を行う事業者と連携し、回収する。回収した小型電子機器については、法に基づく認定事業者により資源化処理を行う。

⑥ 食品ロス削減推進法への対応

同法では、市町村は食品ロス削減推進計画を定めるよう努めるものとされており、本市においては令和3年度に同計画を策定し、市民・事業者などに対する啓発など、取り組みを進める。

⑦ プラスチック資源循環促進法への対応

市民に向けたプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制および分別にかかる広報を行う。

また、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集および資源化の実施については、課題も多いことから、国や他市等の動向に注視しながら、研究を進める。

第2節 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理計画

- (1) 下水道で処理する面積：5,159ヘクタール
- (2) 合併浄化槽の普及啓発を図る区域：上記以外

2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

- (1) 収集区域 市内全域
- (2) 収集運搬する廃棄物の量、収集回数、収集の方法

種類	廃棄物の量（k l） 令和7年度投入量予測	収集回数	収集の方法
し尿	2, 4 7 8	月2回	吸上自動車による
し尿浄化槽汚泥	5, 0 7 6	1回／年 以上	吸上自動車による

(3) 下水道放流施設

下水道放流施設の概要

施設名	公称能力	所在地	処理方式
東大阪市東事業所	6 5 . 0 kl/日	布市町3丁目3番1号	下水道直接投入方式 (前処理+希釈)

3. 市民への広報・啓発活動

- (1) 河川などの水質を保全するためには、家庭からの生活雑排水による汚濁負荷を減らすことや、浄化槽の管理・清掃を徹底し、処理能力を維持することが必要です。このため、これらの必要性について、市民への広報・啓発に努めていきます。
- (2) 下水道整備計画区域内の下水道未接続家屋に対しては、下水道に接続するように、啓発に努め、一方、下水道整備計画区域外については、合併処理浄化槽設置の普及・啓発に努めます。
- (3) 河川や水路などの水質改善を図るため、家庭や事業所において生活排水対策を実践するように啓発を推進するとともに、学校や地域における環境教育・環境学習の充実に努めます。